

第1章 医療法人制度の主な改正点（令和5年8月現在）

令和5年5月19日に医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）が一部改正され、医療法人制度に係る部分が、令和5年8月1日から施行されました。

この章では、今回の医療法人制度の改正点について説明します。

1 医療法人に関する情報の調査及び分析

- (1) 国は、医療の置かれている現状と実態を表す必要な情報を収集し、新たに政策の企画・立案に活用するため、医療法人が開設する病院及び診療所に係る経営等の情報を収集し、データベースとして整備することとしました。この医療法人の経営情報等その他の情報はデータベース上で国が一元管理したうえで、データベースを活用した分析等を行い、分析結果を国民への医療政策の理解のため情報提供することとなります（法第69条の2第3項）。
- (2) これに伴い、原則として全ての医療法人を対象とし、医療法人は毎会計年度終了後に、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報をその主たる事務所の所在地の都道府県知事に報告することが義務付けられました（法第69条の2第2項）。

※詳細については、第4章 各種届出＞3 経営情報の報告 を参照してください。